

第3次秋田県地球温暖化対策推進計画策定業務委託 仕様書

I 業務の目的

県では、令和4年3月に地球温暖化対策の推進に関する法律及び秋田県地球温暖化対策推進条例に基づく「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画（改定版）」（以下「現計画」という。）を策定し、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進してきたところである。

近年、温暖化防止への機運が国際的に高まっているほか、国内においては2050年のカーボンニュートラル実現に向け、令和6年4月に「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）」が施行されるとともに、令和7年2月に新たな地球温暖化対策計画が閣議決定されたところであり、県としても温暖化防止及びカーボンニュートラル実現に向けた取組の一層の充実を図るため、令和8年度末までに新たな計画（以下「新計画」という。）の策定・公表を行うこととしている。

本業務は、温室効果ガスの排出量や削減可能量、再生可能エネルギー導入可能量等について調査・分析を行い、新たな県の削減目標や施策（緩和策、適応策）を立案するなど、新計画の策定を行う県への技術的な支援を行うことを目的として実施するものである。

II 業務内容

1 温室効果ガス排出量の算定等

(1) 温室効果ガス排出量の算定方法の検証

現計画における温室効果ガス排出量の算定方法は「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」（環境省）を基本とし、一部で独自の手法を用いている。

現計画の算定方法を基本としつつ、より簡易で効果的な精度の高い算定方法について検討するなど、現計画における算定方法の検証を行うとともに、将来推計、今後の算定作業等に用いる算定方法を設定する。

なお、これまで県が算定・公表してきた過年度のデータについても、統計資料等のデータを改めて精査すること。

(2) 温室効果ガス排出状況等の算定・分析

本県における温室効果ガスの排出状況（1990年以降）について、排出部門別や分野別、温室効果ガスの種類別、業種別等の区分による算定・分析を行う。

併せて、森林による吸収量についても算定・分析を行う。

また、これまで実施してきた各種取組による温室効果ガスの削減効果について整理する。

2 温室効果ガス排出量の算定ツール等の作成

(1) 温室効果ガス排出量の算定ツールの作成

温室効果ガス排出量の算定・推計に用いることができる温室効果ガス排出量算定ツ

ール（Excel ファイル形式、以下「算定ツール」という。）を作成する。

なお、算定ツールは、次の条件を満たすこと。

- ・算定した過年度のデータを入力すること。
- ・様々なパラメータを入力することで、将来推計を行うことができること。
- ・シートの構成やデザインなど使いやすさに配慮すること。
- ・入力データの出典等（統計名、URL 等）を算定ツール内に明記すること。
- ・入力データや算定結果等から、温室効果ガス排出量やエネルギー消費量、主要統計データの推移や割合についてのグラフが自動で作成できること。
- ・県の排出量について、統計データ等により県内 25 市町村に按分する機能（Excel のマクロ機能を活用）を有すること。
- ・現在、秋田県で使用している算定ツールについては、上記の要件を満たしており、原則として契約締結後に提供する。

（2）算定ツール用マニュアルの作成

算定ツールを使用する際の手順マニュアルを作成する。

なお、マニュアルは、次の条件を満たすこと。

- ・取り扱いが不慣れな場合においても、算定の過程、作業手順の内容が明確に分かるよう十分に配慮すること。
- ・算定項目毎に用いた統計データ等を明示し、算定の過程・結果を詳細に記すこと。
- ・算定ツールのシートの構成や役割について記載すること。
- ・入力画面の画像を盛り込むなど、視覚的にわかりやすい内容とすること。
- ・算定方法を選択した経緯等についても盛り込むこと。

3 新計画策定に向けた情報整理及び目標・施策の設定

（1）基本的事項の収集・整理

本県における現状の把握及び将来推計の実施のため、地域特性等の基本的事項について情報の収集・整理を行う。

なお、実施にあたっては、経年的な傾向にとどまらず、全国の状況や東北各県との比較を行うなど、本県の特徴をわかりやすく整理すること。

① 地球温暖化や気候変動の基礎情報の整理

地球温暖化対策や気候変動対策、GX を巡る国内外の情勢（COP、法・計画等）の変遷等について整理する。

また、国の地球温暖化対策や気候変動対策、GX、エネルギー等の関連計画の内容について整理することのほか、第3期秋田県エネルギー産業戦略をはじめとする県の関連計画及び県内市町村の関連計画等の情報について整理する。

② 地域特性の把握

本県における地勢・気象などの自然環境や人口・産業等の社会環境に係る地域特性のほか、地球温暖化による影響等について整理する。

③ エネルギー消費状況等の把握

本県におけるエネルギー消費の現状について、産業部門、家庭部門などの部門別や産

業分類等にとりまとめ、温室効果ガスの排出に与える影響等を整理する。

④ 再生可能エネルギーの導入状況等の把握

本県における再生可能エネルギーの導入状況や賦存量・導入可能量等についてとりまとめ、温室効果ガスの削減効果等を整理する。

⑤ 森林等の状況の把握

本県における森林状況についてとりまとめ、温室効果ガスの吸収量等を整理する。
また、森林吸収量の算定方法についても複数の方法について検討を行う。

⑥ その他、温室効果ガスの排出削減に資する取組等の把握

本県における次世代自動車や高効率給湯機器、省エネ家電・設備等の導入状況、環境配慮行動の取組状況等に加え、次世代太陽光発電設備や蓄電池、ブルーカーボン、CCSの取組などについても情報をとりまとめ、温室効果ガスの削減効果等を整理する。

⑦ 全国の取組事例等の整理

県内における取組事例（市町村や民間事業者含む。）や脱炭素先行地域など他県における先行的な取組事例について整理する。

また、他都道府県の温室効果ガス排出量や森林吸収量の公表値や削減目標、進捗状況についても整理し、本県との比較・分析を行う。

⑧ 気候変動適応に係る取組の整理

気候変動適応事例について、本県での取組状況や他自治体での先進事例等について整理する。

現計画に記載している適応策や影響評価について、現状を踏まえた再整理を行う。

⑨ 意識調査の整理等

国や業界団体が独自に実施しているアンケート結果等について整理・分析を実施するとともに、その内容を踏まえ本県事業者に対し県が実施するアンケートの調査票案を作成する。

また、県が実施したアンケート調査結果について整理・分析を行う。

(2) 温室効果ガス排出量の将来推計

2050年度またはそれ以前のカーボンニュートラル達成を前提に、2030年度及び2035年度、2040年度等を目標年度に設定し、現状趨勢ケース（BAU）及び対策ケースの温室効果ガス排出量を推計する。

対策ケースについては、様々な施策の進捗状況等に応じた複数のケースについて検討する。

(3) 温室効果ガス排出量の削減目標案の設定

現計画での削減方針やⅡ-3(2)での推計結果や国の方針等を踏まえ、2035年度、2040年度の目標設定を行う。

なお、部門別の削減目標の設定も併せて行い、その削減量の算出根拠についても、整合性をもってとりまとめること。

(4) 温室効果ガス削減のための施策の検討

現計画や関連計画との継続性・整合性を考慮しながら、温室効果ガス削減に資する施

策を検討する。

併せて、削減目標の達成に向けた2040年度までの施策のロードマップを作成する。

(5) 計画の推進体制等の検討

各種施策の効果的なフォローアップ方法について検討するほか、事業者及び県民の意識醸成等につながる効果的な普及啓発策や取組について検討する。

4 計画改定に係る協議会の開催等

(1) 計画策定に係る協議会の開催

計画策定に係る協議会を開催する。

協議会は、原則3回（秋田市内）の開催とし、次の内容を想定している。

開催回	開催時期（案）	内容
第1回	令和8年7月	現計画概要、策定スケジュール等の説明、基調講演
第2回	令和8年10月	計画（素案）の概要
第3回	令和9年1月	計画（案）の概要説明

なお、協議会の開催に当たっては、次のことを実施すること。

- ・会場、機材（マイク、モニター等）の準備、設営・撤去
- ・ウェブによる参加環境の整備
- ・基調講演講師の手配、謝金・交通費の支払い
（第1回協議会のみで実施する。講師については、県と協議の上で決定する。）
- ・委員への開催通知発出、出席者のとりまとめ
（委員への謝礼・交通費の支払いは、県が実施するため委託費には含まない。）
- ・資料の作成・委員への配付（開催前の事前配付（電子ファイル）を含む。）
- ・協議会（全体会・部会）の運営（計画概要の説明、県が実施する説明への支援）
- ・議事録等の作成

(2) 環境審議会地球温暖化対策部会へ出席

県が開催する秋田県環境審議会地球温暖化対策部会へ出席し、新計画の概要説明を行う県への支援を行う。

(3) パブリックコメントへの支援

県が実施するパブリックコメントへの対応について支援する。

5 新計画の策定

Ⅱ 1～4の作業内容を踏まえつつ、新計画を策定する。

なお、新計画の構成は「本編」「資料編」「概要版」を想定している。

Ⅲ 新計画策定の全体スケジュール

次のとおりの予定している。

日程	区分	内容
令和8年5月	<u>委託事業者の 選定・契約</u>	委託業者選定の企画提案競技 委託業者との契約締結 キックオフミーティング
6月	作業	現計画のとりまとめ、基礎情報整理等
7月	第1回 計画策定協議会	現計画概要、策定スケジュールの説明等
8月～	<u>事業者意識調査</u>	10月までに結果をとりまとめ計画（案） に反映
8月～	作業	計画（素案）の作成 温室効果ガス排出量の削減目標値の設定 各種施策の設定等
9月	<u>9月県議会</u>	新計画（骨子案、策定スケジュール）の説明
10月	第2回 計画策定協議会	新計画（素案）の説明等
12月	<u>12月県議会</u>	新計画（素案）の説明
12月～ 令和9年1月	<u>パブリックコメ ント</u>	パブリックコメントの実施（1ヶ月間） 意見の整理・対応方針の決定
1月	作業	新計画（案）の最終調整
1月	第3回 計画策定協議会	部会での検討内容の報告、 新計画（案）の説明
2月	<u>2月県議会</u>	新計画（案）の説明
2月～3月	<u>秋田県 環境審議会</u>	県環境審議会へ新計画（案）について諮問 地球温暖化対策部会において説明
3月下旬	<u>新計画公表</u>	新計画公表
3月下旬	委託業務完了	報告書等の提出、検査

※下線部は県が主体的に実施する

Ⅳ 契約内容

1 委託契約期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

2 契約上限金額

12,419,000円（消費税及び地方消費税含む）

3 成果品

本委託業務の成果品として、次のものを納入すること。

・調査結果報告書 製本版（A4） 2部

- ・調査結果報告書の電子ファイルを納めた電子媒体（調査に用いた各種資料や温室効果ガス排出量算定ツール（Excel ファイル等）を含むこと。また、温室効果ガスの算定に用いた各種資料については、引用したデータの部分が分かるように整理しとりまとめること。）

V その他

受託者は、適切な頻度で県と打合せを行うなど、進行管理を行いながら緊密な協力の下で業務を遂行すること。

本仕様書に定めのない事項又は本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、県生活環境部温暖化対策課と協議すること。

また、社会情勢の変化等により、本仕様書の内容を変更する可能性がある。